

公立大学法人旭川市立大学の概要（定款の要点）

1 目的（第1条関係） ～旭川市立大学の3つの理念を基に法人の設立目的を規定

この公立大学法人は、地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成するとともに、創造と実践で時代を切り拓き、知の拠点として地域社会の貢献に寄与することを目的とする。

※公立大学の理念 令和4年1月決定

- ・豊かな人間性と国際的視野を有し自律した人材を育成する大学
- ・創造と実践で時代を切り拓く大学
- ・知の拠点として地域社会に貢献する大学

2 名称、設立団体、事務所の所在地等（第2～7条関係）

法人の名称	公立大学法人旭川市立大学
大学の設置	旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部を旭川市に設置する。
設立団体	旭川市
事務所所在地	旭川市（定款上は旭川市までの記載。事務所の所在地は現旭川大学の法人事務局）
法人の種別	特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（＝一般的な地方独立行政法人）
公告の方法	本市の掲示場、公立大学法人の掲示場に掲示

3 役員、職員、理事会（第8～18条関係）

(1) 役員構成

	人数	任命権者等	任期
理事長	1人	市長が任命	4年
副理事長	1人	学長が副理事長	学長の任期による
理事	6人以内	理事長が任命。学外者が含まれるようにする。	4年
監事	2人以内	市長が任命	任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表の承認の日

(2) 理事会

構成員	理事長、副理事長、理事
議長	理事長
開催	構成員の過半数の出席
議決	出席者の過半数、可否同数のときは議長が決する。
監事意見	監事は、理事会に出席して意見陳述が可能。

(3) 学長の任命

	人数	任命権者等	任期
学長	1人 (大学短大併任)	最初の学長は、選考を経ず理事長が任命 (その後は学長選考会議の選考に基づき、理事長が任命)	最初の学長は4年 (その後は法人の規程で定める。)

※学長選考会議 ～大学・短大にそれぞれ設置

		構成及び人数
大学の学長選考会議	経営審議会から3人	大学の教育研究審議会から3人
短大の学長選考会議		短大の教育研究審議会から3人

※各選考会議の結果が一致しない場合には、各選考会議の代表者による学長選考代表者会議を設置し、学長を選考する。

(4) 職員の任命

- ・職員は、理事長が任命する。
- ・職員のうち、副学長、学部長等の部局長、教員の任命等については、学長の申出に基づく。

4 審議機関（第19～24条）

(1) 経営審議会

構成員	理事長、副理事長、理事長が指名する理事又は職員、学外者
委員数	10人以内
任期	2年（法人役員は、その役員任期）

(2) 教育研究審議会

構成員	学長、副学長、学長が指名する理事又は職員、学部等の教育研究組織の長から学長が指名する者
委員数	大学：13人以内、短大：8人以内
任期	2年（役員、学長等の役職で任期が設定されている者は、その任期）

5 業務の範囲及び執行（第25、26条）

範囲	大学の設置・運営、学生の修学等に関する援助、外部との受託・共同研究、公開講座、学生以外の者への学習機会の提供、研究成果の普及・促進
執行	法人が定める業務方法書による

6 資本金等（第27条）

- ・旭川市は、学校法人旭川大学及び短期大学部に係る土地・建物を法人に出資し、その資産をもって法人の資本金とする。

7 解散に伴う残余財産の帰属（第28条）

- ・法人が解散した場合は、債務弁済後の残余財産は旭川市に帰属する。